

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請に関する面談

2. 日時

令和3年8月26日（木） 13時30分～15時20分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、野村主任安全審査官、有田安全審査官、

鈴木安全審査専門職、内海安全審査専門職

三菱原子燃料株式会社

製造部長 他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：加工事業変更許可内容の保安規定への反映確認

資料2：設工認から保安規定への反映項目確認

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	それでは定刻になりましたので本日の面談のほうを始めさせていただきたいと思 います。
0:00:10	本日の面談は、令和3年7月26日付で申請がありました。
0:00:16	三菱原子燃料株式会社の保安規定変更認可申請につきまして、
0:00:20	申請書及び資料をもとに、令和3年8月2日の審査会合での指摘を踏まえた 補正等の準備状況について事実確認を行うものでございます。
0:00:30	それでは本日の資料2つございますけれども、その位置付けについて軽く 事業者の方から説明をお願いいたします。
0:00:44	本日の止めるわけ方ありまして、一つ、一つ目の資料につきましては個人をへ の変更許可申請の保安規定の価格は今後かさえ項目確認ということで、そ の事業許可の中から保安規定に変更する変更する内容のほう減り、
0:01:03	委託料となります。広がる4かもさ。
0:01:08	ケルの方は許可、許可から抜き出ししか持つ鈴木ら比較抜き出したりぼんとそ れに基づいてどのように、どのようなあかなければ未定に入れるかと、さらにさ らにその保安規定の下部規定として、
0:01:25	どのような方に入れるかということでCD-ROMを低下させていただきました。 もっと違う方法は同様に、今度は載せ工認から保安規定の反映こん項目とい うことで、設工認からの抽気たあの切り換え手続きべき内容と、保安規定の関 連情報及び
0:01:45	そのへの関連株漂流等にどのように反映するかということで整理をいたしまし た。
0:01:55	以上です。
0:02:00	規制庁ウツミですありがとうございます。それではこっち規制庁側から一つ確 認事項申し上げたいと思います。
0:02:08	まずすみません私から少し点申し上げますが、まず資料1のほうですね資料 1のほうですけども。
0:02:16	資料11ページの1-1のNo.1-1のところですが、これ加工事業変更許可か ら抜き出している反映すべき事項のところにはですね、公衆及び事業従業者 という記載がございまして、
0:02:29	一方ですね保安規定の関連条文ところは、
0:02:35	事業者の方の話しかAと書いてないようにも思ひましてこれを1公衆の方ので すね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	話を許可の内容上の公衆の方の線量限度を超えないことっていうのは一体どの条文で担保されているのですかっていうのは、これは保安規定の説明のところに書いていただきたいと。
0:02:54	思います。
0:02:56	ちょっとこれ今、回答できるならば、口頭で回答いただきたいのですけれども、
0:03:02	つまりこれは
0:03:04	一時立入者とか、そういった方の線量の
0:03:09	アート確認っていうのはこれ下部規定のどっかでやられているっていう認識でよろしいですか。
0:03:17	本規定の関連する条項としては第 54 条線量、線量当量等の等の特定ということで、安全管理課長が管理区域及びその周辺監視区域等における天井等露頭別表第 2 第 7 及び第 8 に定めるところに、そこに測定プロットが下限する条項でして、
0:03:36	それをこの議論の後に、
0:03:39	機械いたします。
0:03:45	規制庁点線わかりましたと民名付け一時立入者とかもそこに入るという認識でいいのですか。
0:03:56	基本的に管理で管理手数料の出入り管理で管理しております。
0:04:01	珪長質了解しましたデータでこの後続けておりますので基本的には後日資料資料なり書面で回答いただければいいのですけども、2-2 から 2-11 とかですわねこら辺ですか。
0:04:16	核的制限値に係る別表第 1-3 の関わりの記載というのはですわねこれ今回の保安規定とかの機械記載だと表の中要約とか抜き出しを書いているのですけども、ちょっと必ずしもこれ表で書いている名称と一緒にじゃないとかそういうところで若干、
0:04:33	わかりづらいところがございまして、こういった記載はですわね表の抜粋を当該部分だけを抜粋していただければいいのですけど、表の抜粋を持って適切にこれは保安規定または下部規定に反映しているってことを記載いただければと思います。
0:04:50	続きましてもう 1 個
0:04:54	同じようにこの別表 1 の 3 年の記載とかですけれども、これ抜粋済みのところで若干の記載にぶれがありまして代表例とか記載例っていう
0:05:04	単純にどちらが直していただければいいのですけども記載のぶれがあるので用語の統一というのをしっかりとお願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:12	どうとりあえず今は以上で私から以上です。
0:05:17	はい、の当該箇所につきましては、どのばフリーまたは後ろに別表
0:05:23	伝票を受けることが対応いただきます。あと、機械のグレードにプレーにつきましては
0:05:30	教育のほうになっています。今、今この機械の代表例で与えられる方向で考えて最大で飛び出しています。
0:05:42	規制庁です。続いてですね 2-1 に関してですけれども、来認可の記載であるところですが、
0:05:51	過去 10 変更許可からの保安規定に反映すべき内容に記載されています。
0:05:57	それが 7 設備機器等については必要もしくは幾何学的形状管理またはそれらのいずれかと減速度を組み合わせるというところについてですね、保安規定の関連条文の内容であったり、関連。
0:06:13	標準等の内容がですね、必ずしも許可の記載を反映し切れてないんじゃないかというふうに感じているのですけれども、再度確認していただいてですね、適切に修正が必要であれば適切な
0:06:30	記載に修正していただきたいと考えています。
0:06:34	1 回ここで切りたいと思います。
0:06:39	はい。どこへプロパーこれにつきましてはその当該の当該の方確認結果確認で
0:06:49	保安規定及び下部関連歌舞伎生じる動に入れる報告入れるそこから考えております。
0:07:00	規制庁内海ですと続いてですけど、2-22 ページ目の 2-2 ですねここで保安規定のほうの記載でロータリーキルンの仮小時間か省庁に長時間の記載はこれないのですけどこれって、
0:07:15	施工認通りの記載っていう形でよろしいんですけど。
0:07:20	はい、相当入れる。
0:07:24	今の関連ですね、ここに記載されている乾燥温度とかですねすみません規制庁小澤ですね、乾燥温度乾燥時間の根拠について説明をお願いします。
0:07:38	後日書面で結構です。
0:07:44	はい、了解された。
0:07:48	計上済みです。続いてあんですけど、2-6 ですが、この関連情報のところの記載等が
0:07:57	記載例っていうところが抜けているんじゃないかなと思いますので、必要に応じて記載お願いいたします以上です。
0:08:07	はい、了解しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:10	規制庁の鈴木です。2-12-11、
0:08:16	ですけども、
0:08:22	別表第2について別表第2第1項とかそういうところを項まで、
0:08:29	ある場合は記載するってということだったと思いますので、
0:08:33	よろしくお願いします。同様の記載。
0:08:37	について全体をまた確認していただきたいと思います。
0:08:45	の項がある場合には第1項まで使って対応いたします。
0:08:53	規制庁内海です。5ページ目の3-1ですけども。
0:08:58	これらの保安規定のほうのところでは2mSv/mSvの話がございますけれども、許可のほうの
0:09:07	反映すべき内容のところにはマイクロの話がないのんですけど、一応確認でこれはこのさんも1では2マイクロのところの話はしていない。
0:09:17	持って書いてないってことなんですかそれとも単純抜けているってだけなんですか。
0:09:26	その当該踏まえたタマノイマイクロフィルターと/hにつきましては固定固定点のほうで第75条の2に廃棄物を考えるにあたっては保管廃棄物の再開という表現によって何mSv/h以下となるように配置することということで、右を入れる方向で
0:09:47	その不
0:09:51	規制庁内海ですけどもちょっと資料のは介さ忘れてしまったんですけど2mSv等の許可の記載を抜き出しているページってありましたっけないんでしたっけ。
0:10:10	はい、事業部間20ページのほうに天下りとあわという前という機会があります。
0:10:19	すいません事業許可というこの資料1の中で、資料1の許可からの抜き反映すべき事項として2mSvの部分を抜き出した記載ってこのシール参考資料1にありましたかっていう質問ですが、
0:10:36	はい。
0:10:37	Kmナンバーで先般集計前だからいくと。
0:10:46	修正被膜
0:10:51	規制庁でないならば2マイクロ部分の許可該当部分をキープし合おうか強化該当部分を左の部分に記載お願いいたします以上です。
0:11:03	はい、了解しました。
0:11:06	規制庁の鈴木です。3-1。
0:11:10	ですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:14	別表第 13-1 の最大貯蔵能力と最大貯蔵数量で二つの言葉が使われているのですけども、これは
0:11:24	使い分けているのでしょうか。
0:11:30	ハイライト能力開発の数量については
0:11:35	特に使い分けておりませんので、パイロット動力ホール全部そういういたします。
0:11:45	承知しました規制庁の関です。
0:11:49	別表第 13-2 の中のハイフンの意味についてちょっと説明がありませんので、
0:11:58	脚注なり何なり、説明いただければと思いますがどうでしょうか。
0:12:06	このパイプの部分につきましては、当該貯蔵施設の最大のウランを貯蔵しないということで、
0:12:15	だから、
0:12:16	すみません、Pのトラブパイプのすぐにできなきゃ当該届けて並大抵のものをどうしたいということを示しております。
0:12:27	はい、そのぐらい吸気にいれば、
0:12:32	規制庁の鈴木です。続きまして 3-2 ですけども。
0:12:38	第 42 条のところの管理総括者はから設定するまでの文章ですけどどこに
0:12:46	これを追記するのかって言うのがちょっとわからないので、またわかるような資料にしていいただければと思います。
0:12:57	はい、こちらの見直しで閉会いたします。
0:13:04	規制庁の鈴木です。
0:13:08	この管理区域についての下部規定のほうでは
0:13:15	管理区域許可の 1.3mSv/密期間とかの以外に空気中の放射性物質の濃度ですとか汚染密度表面汚染密度とか記載がありますけども
0:13:29	これは
0:13:30	管理区域の定義のほうに、
0:13:33	見えていただければ。
0:13:35	PRAと思いますがどうでしょうか。
0:13:44	はい。ドド。
0:13:47	このポンプ系の部分のほうに入れる入れます。
0:13:56	規制庁内海数続けてですけども。
0:13:59	これは 3-3-3 とか 3-4-5 ですがこれ別表-7 とか 8 のですねこれ抜粋をちょっと入れていただければと思います。続けてこれ 3-3-3-3 の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:13	これ保安規定第 70 条のほう上部での許可で材料証明によりって部分がちょっと読めないの、そこは読めるようにちょっと記載を工夫していただければと思います以上です。
0:14:27	はい、了解しました。
0:14:30	規制庁小澤ですけれども、4-3 のに関連する関連ですね、株関連株標準等という欄に記載されているその後ポツ 2(1)⑤の文章をちょっともう一度よく見ていただいてですね。
0:14:48	これ今回作成する文書だと思うのですが、文書が変なので、適切な文章に修正してください。
0:14:56	以上です。
0:15:00	はい、了解しました。
0:15:03	規制庁内海です。続きまして 4-6 ですが、これは後日別に著名な回答でいいのですが、この事故時のクーラーの発生飛散するおそれの部屋の負圧維持で、これは可能な限り管理しますとあるのですが、またこの
0:15:19	事故時の裏の飛散するおそれの部屋っていう定義はどういうふうに決めていますかっていうところ、
0:15:24	この可能な限りってというのは具体的にどういうところまで来頑張るのか、どういう相場感で可能な限りと書いてんのか、これ
0:15:34	規定保安規程上ちょっともう上明確に記載するかちょっとそれから目標次長の方で具体的に書いてもらうか、ちょっと現状の説明資料だと、どこまでいつ頑張るのかわかんないので、その説明をお願いいたします。以上です。
0:15:55	はい、50 正断層のほうで説明いたします。
0:16:00	規制庁の鈴木です。同じく 4-6 ですが、
0:16:06	こちらの保安規定のほうのこの条文の手法が各課長はとなつていうに對しまして株標準では設備技術課長はとなつていまして
0:16:21	その辺がそごがありますのでこのようなそごが他でも見受けられますので全体をまた再確認していただけないでしょうか。
0:16:34	はい、LPF 売却に出たわけで手引き技術課長等の機会を徹底するとともに、全体法体確認いたします。
0:16:47	はい。
0:16:50	規制庁有田ですけれども年頃行って日本のナンバー 4-7 についてですがこれ許可のほうを見ると、ウランの溶液を収納する貯槽等から漏えいがないように管理、
0:17:04	で書いているのですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:13	これは引用しろ保安規定の条文には各燃料物そのものがないように書いていてだけで具体的な規定が見られませんかと株標準についてはどういう具体的な話変わりません。
0:17:28	これ例えば
0:17:32	貯槽の設備の中には警報がなって
0:17:37	運転員は止めるっていうそういう設計にしているというものが製作工認時にありましたので、そういったものも関係するかと思しますので、関係のある条文をちゃんと踏まえて、
0:17:49	規制するように修正をお願いします。
0:17:55	溶液量のグラフ。
0:18:00	基準につきましては、漏えいがないように管理することを以下になっています。
0:18:19	規制庁の鈴木です。すいません。5-2 ですけども。
0:18:28	第 82 条では可搬式発電機っていまして、別表第 20 ではポータブル発電機となっていてまた
0:18:40	この資料の 25 ページの 13-1 もポータブル発電機となっていて、
0:18:48	そこがありますのでまたこれ、
0:18:52	統一していただければと思います。
0:18:57	はい、了解しましたポータブル発電系で閉じる方向で修正いただきます。
0:19:04	規制庁小澤です。同じ 5 番、5-2 のところですけれども、要望としてその非常時用器材っていうのと、防災要請防災資機材、
0:19:16	これ使い分けられているのか、同じなのかというところで使い分けられているということであれば、ちょっと説明を入れておいてください。それと、保安規定の別表第 20 っていうのと、
0:19:31	関連株標準のその別表と別表 1 っていうのはどう内容のものという理解ですけれどもそれでよろしいんでしょうか。
0:19:40	どのようなものということであればその旨作って記載しておいていただければ利用をお願いします。
0:19:48	以上です。
0:19:54	タイトルにつきましては文書料気体とって病気のときでの非常用肥料需要期待は鈴木連絡予備台阿保防護具交差点 6 的に上の増へ対応用機材ですと、そのため、
0:20:13	含めて、議題として今、
0:20:16	同じ機械取りかえは病児対策、防災施設をお困ります。
0:20:23	二つの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:25	アクティブ別表第2ビルと考え株商品の別表の別表1は同じ値が被害はなく て同じ省略なのでその旨の記載します。
0:20:39	時設オーダーです最初の回答よく理解できなかったの、書面で使い分けて いるということであればどのように使い分けているのかっていうのを記載する ようにしてください。
0:20:51	はい、了解しました。
0:20:55	計と規制庁内海です。続いて5-4ですけども。
0:21:00	ここで書いている可燃物保管管理する場合のところですね、これは保管時 の量の管理の視点がちょっとないのかなと思ってまして、これ一応書いてあ る都銀の資料だとその持ち込みの量っていうのは書いているんですけど。
0:21:15	持ち込んだ後の話が持ち込んだ後にどう管理していますかっていうところ書い てないので、
0:21:22	これ別に下部規定とかで全然いいのですけども、そこら辺が読みように空気 から記載を工夫していただければと思います以上です。
0:21:33	はい、了解しました。
0:21:37	調査です。規制庁小澤です関連してところにですけども、4ですか。
0:21:46	管理区域内の可燃物の持ち込みの数量その具体的な数量についてはどのよ うに規定しているのかっていうのを説明してください。それと、
0:21:59	とにかく9距離の根拠についても説明をお願いします。
0:22:04	それと、
0:22:07	家英語の続いて燃えといきますけど、5-5。
0:22:14	ここで1回切りますか5-4なので、ここで一度切ります。
0:22:21	はい。号炉今読めて去年のほうで回答させていただきます。
0:22:30	規制庁小澤です続いて5-5ですけども、関連株標準等のもので、5ポツ (1)④んでの記載ですけども、同一エリア内のウランを取り扱う設備を停止 するというふうに記載されていますけれども、
0:22:47	許可本規定の記載カラーはですね、同一火災区画内の設備機器を提出する というふうに記載になっていて、若干同じことを言っているのか、違うエリアの ことを言っているのか明確ではないので、
0:23:05	実態どうなるうっていうところと同じならば用語を統一するなどのです。檀など のですね対応をお願いします。
0:23:14	以上です。
0:23:18	はい、同じなので用語のプールのほうを行います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:23	規制庁で小澤です。よろしくお願ひします。あと5-8で記載を削除されているということところは設工認側で記載するというふうに認識しておりますので、そうでなければそうでないと言ってください。
0:23:42	はい。
0:23:44	当該箇所。
0:23:53	その御理解の通りです。
0:23:59	規制庁内海です。続きまして2点私からはどこの急ですけども。
0:24:06	ここで
0:24:07	左の添付、全然許可の添付5からの吹き出しのところで、償還失敗した場合とかの話がありますんであるのですけども、これは
0:24:18	下部規定には書いてあるのですけども、ちょっと極端バー保安規定のほうで失敗した場合もしっかりと書いてあるっていうことをがちょっと読めないの、そこら辺がかぶって書いてあるってことが読めるようちょっと記載を工夫していただきたいというのが1点。
0:24:34	当ご通知50ですけども。
0:24:38	ここで
0:24:40	真ん中が50の記載の真ん中辺りで
0:24:47	可燃物の持ち込みのところの話がですねこれ資料上右でちょっと読めないの、
0:24:54	ここに左に書いてあるんだつたらええと該当する部分の保安規定の条文の記載していただきたい。
0:25:03	と思いますもし防滴ここで書かないのであれば、その部分が許可の抜き出しの部分とか要は許可の抜き出しの部分と保安規定の記載の部分もちょっとあわせていただければなと思っておりますねという以上です。
0:25:19	はい、了解しました機械のほうに載せて規制解体費用が
0:25:25	規制庁の鈴木です。同じく5-10ですが許可のほうではアクセスルートが平常時は安全通路、作業通路ってなっているのですけども。
0:25:37	それが不明確ですけども、保安規定ですと、それは問題ないでしょうか。
0:25:45	ドド安全通路、作業は物を置かないことになっておりまして、常に確保された状態となっておりますので、アクセスルート取り組む問題ありません。
0:25:58	体が不明確っていうことについては問題ないということですか。
0:26:06	問題ないと考えております。
0:26:21	規制庁内海です。
0:26:24	続きまして5-12のところですが、これ保安規定の関連情報のところでポータブルの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:32	水道ガス検知器の話があるのですけども。
0:26:35	これって許可のほうでどこの記載に該当しているのでしたかというところをちょっと明確にさせていただきたくて、内ならないで別にいいのですけども。
0:26:45	だとこれポータブルの水素のこの検知器の話っていうのが右からさらに右手の関連下部規定のところにもちょっと読めないのですけどもどうなっているでしょうかというところを確認していただければと思います。続いて後の
0:27:01	15 ですけども。
0:27:04	ここの宿直当番者の方と、あとKBEのこの防災組織の任命につきまして、これ許可だと、それぞれ 1 名ずつ、それぞれ 1 メールっていう記載があるのですけども。
0:27:18	保安規定のこの条文上妥当それぞれではないような条文になって記載ぶりになっていまして、ここで本当に許可の記載通りでなっていますかっていうちょっとその確認をさせていただければと思います。
0:27:33	もし間違うたらまあぜひ切に記載いただければと思います。
0:27:37	あと、
0:27:38	施設自体が固定している場合常駐するものが、
0:27:43	二名以上になる場合のケースについても説明いただければと思います。
0:27:48	続きますが同じこの 15 ですけども、この保安規定の条文には休日ポツ夜間を含めた公社全体が停止している場合はっていうところがあるのですけどこれは
0:28:00	保安規定上、
0:28:05	すいません本規定のほうでそういう情報があるのですけれどもそれは許可のほうにないのですけどこれってどういう意味合いで入れているのですか下かっていうのは、これ個別後日書面とかでいいんで回答いただけたと思いますが、同じ 5-15 ですけども、許可っていう
0:28:21	警備員二名の自治名は常時、警備所に待機して、常時警報発報確認できる状態であるの記載がこれ保安規定上でちょっと読めないのですけども、ここでどういうふうに思えばいいですかというところを後日説明いただければと思います。
0:28:38	それはちょっとまだ続きますけども、同じ英語の 15 ですが、
0:28:46	許可では警備員による 110。
0:28:49	9 番通報っていうところで記載はあるのですがそこら辺の記載。
0:28:54	が、
0:28:56	まあ、保安規定のほうの条文と工程用面素直に読めないのですけども大丈夫ですかというところの確認をお願いしますっていうのと、
0:29:08	これ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:11	ここの記載が、例えばその初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる云々かんぬんってところの記載に、
0:29:20	該当するのですかっていうところで、もし該当するんだったらガイド透かししない場合はバーにしない場合は 119 番通報
0:29:29	ほかの記載をしっかり入れていただければいいのですけど。
0:29:33	都市そこに該当する場合は、これはこれも別に書面で回答いただければいいのですけど。
0:29:41	これ 119 番をスルータイミングの問題だと思うのですけど、
0:29:48	119 万する警備員等を存亡負債のチームに入る警備員の違いは担当されているのですかっていうところと、
0:30:00	がそこら辺のあれですね、タイミングの問題はどうなっているのですかっていうのを口実回答いただければと思います。
0:30:07	最後続きまして 1-16 ですけども。
0:30:10	これらの設計想定事象対応の項資機材ですが、この配備するっていう記載はあるのですけども。
0:30:17	これ指定された場所の保管管理っていうところのこの保管管理の方。
0:30:22	っていう、管理の担保、
0:30:25	ていうのがないので、そこら辺がしっかりと
0:30:28	担保されていますよっていうところがわかるように記載のほうを修正いただければなど。
0:30:32	保管管理値なので、配備数配備するだけだと 1 に一応文言通りになりませんので、そこら辺がしっかり読めるように明確化していただければと思います。ちょっと私からとりあえず以上です。
0:30:46	はい、制度本件は、まとめて後日、回答いただけますか。
0:31:01	規制庁小澤です。続いて 7-1 ですけども、これは当加工事業からの記載の抜粋のところに記載がないのですけどね当該部分で
0:31:17	Sクラスに属する施設に求められる程度の地震力水平震度 0.6G に対して、転倒及び落下防止するっていうようなことが記載されていて、それに対してどのように管理するっていうところがこう読めないなので説明をお願いします。
0:31:36	以上です。
0:31:40	はい。回答いただきますけれどもドラム缶につきましては、だんだんとにごといっぱいと言って横ドド長、それからこれほんとにこけてもターンバックルやっぱバックします。角形容器に振り替え鉛直方向、水平方向を見ると、リングデポで固縛比増減の所でラボために、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:59	どっかを設置していけば、各によっては4日に振り仮名公費投票所防災ごみを今後入れております。
0:32:08	内容規制庁内容についてわかりましたけれども、きちんとこの地震力に対して、転倒防止するんだって言うて約束事項に対して、これソフト、ソフトで管理するっていうことだったので、きちんと約束をしてくださいということです。
0:32:28	はい、了解した。
0:32:31	続きまして、級の規制庁小澤です9-1番ですけれども、
0:32:37	保安規定関連条項の
0:32:41	2ポツ1(4)③の記載ですけれども、これ必要に応じて、加工設備本体だとか気体廃棄設備を停止するとあるのですけれども、提出する班。定修をするという判断の根拠について、
0:32:58	説明をお願いします。書面で結構です。
0:33:02	もう一つ、建物の実耐力を示す添付1っていうところについては、降下火砕物層厚の組み合わせも考慮されたものが記載されているのかというところの回答もお願い説明をお願いします。
0:33:18	以上です。
0:33:21	はい、了解しました。その場で回答いたします。
0:33:30	規制庁内海です。
0:33:33	続いて9-3ですけども。
0:33:36	ここで
0:33:39	19ページのほうの記載でiDCと三菱マテリアルに連絡して住民対応依頼するとコマタ詰め対策のところでありますけれども、これは実際どういう取り決めを
0:33:51	向こうの活動しているのか実際どういうその準備対応とかなされる予定なのかっていうのはこれ書面でいいのですけれども、実際のところどういうふうになっているのかっていうのは書面で。お願いいたします。以上です。
0:34:05	はい、了解まるか。
0:34:09	規制庁小澤です同様9-3ですけども、
0:34:14	保安規定関連条項のですねに記載されている。
0:34:19	片括弧に炉a-2に規定されております防護対象施設に影響を与える飛来物となりうる抗生剤や車両についてですけれども、
0:34:32	対象物とその管理をどのように指定するのかというところが読み取れませんので、説明をお願いします。また、
0:34:42	建物内部の飛来物建物内部の飛来物になり得る設備機器、
0:34:49	についても同様でございまして、対象物等の等その管理についてどのように規定しているのかというところの説明をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:02	はい、了解しました 50 説明の法令的ないたします。
0:35:11	規制庁小澤ですけれども、文書面で御説明いただくので結構ですけれども、具体的にどういうふうに規定されているのかっていうところを含めて説明をお願いします。以上です。
0:35:27	はい、了解しました。
0:35:30	規制庁の鈴木です。同じく 9-3 ですけれども片括弧 1 の
0:35:36	注意喚起の箇所に
0:35:39	発令された場合には、とあるのですけれども何が発令された場合かちょっと
0:35:44	不明確ということとまた
0:35:47	(2)で警戒事態に相当する
0:35:50	警戒事態ってあるのですけれどもそれに相当するっていう
0:35:54	判断がどのようにされているのか不明確ですので、
0:35:58	それがわかるように記載していただいたらどうでしょうか。
0:36:05	はい、後ろのほう見直して利益になっています。
0:36:12	規制庁小澤です。続いて 9-4 ですけれども、
0:36:17	許可の抜粋で記載されています各対応の責任者というところについて、
0:36:27	本規制関連情報の工具その記載内容では読み取れませんが、本規程の記載についても、
0:36:36	読み取れないという認識でいいですけれどもそこも含めてですね、当期御説明をお願いします。
0:36:48	掛かん替えとか、
0:36:58	例目ノムラ回答いたします。
0:37:04	規制庁内海です。10-1 から 10-11 波の話ですけれども。
0:37:10	ここで
0:37:12	右手の方見てとかどこの機器が記載dp. PP核物質冒険規定していますという記載が一応、
0:37:21	続いているのですが、時PP規定に規定しているということが方案系内下部規定で読めるようにしていただければ一言入れていただければいいと思うのですけれども、読めるように記載を工夫してください。以上です。
0:37:37	機械のほうにおいてなお状態は核物質防護規定関係の入力するぐらいの単位でいただきます。
0:37:49	はい。規制庁有田です。
0:37:53	同じく 10-1 から 10-11 の十一番の関連で、これ許可の記載上で具体的な内容として立ち入り制限区域の設定とか、監視カメラによる監視とか証明書の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	発行ってのがなんかいろいろあるのですが、今日もらっている表の法案規定とか下部標準の、
0:38:13	記載にはこういった記載内容が確認できません。これは各種防護規定で規定しているのか或いは
0:38:22	引用所引用の表への引用知らせるどっかに書いているのかちょっとその辺を整理して後日書面で回答をお願いします。
0:38:33	はい、了解しました書面で回答いたします。
0:38:38	規制庁内海です。続いて11-1ですけども。
0:38:45	これは許可のほうの抜粋の一番下のほうですねこれ空調要請手動にて訂正するたって手動というのがありますが、これあの、保安規定の方とか読めないなので、手動で提出っていうこと主導のところがわかるように記載のほう、
0:39:00	工夫していただければと思います以上です。
0:39:05	はい、わかりました。
0:39:08	規制庁の鈴木です。同じく11の
0:39:13	1ですけども、
0:39:16	震度5以上または漏水検知警報は、
0:39:21	時ってなっているんですけども正確に
0:39:26	震度5以上の地震発生時または工場内漏水検知警報発報時ってということだと思しますので
0:39:37	また
0:39:40	文章センターの全体見直ししていただいて、同じような
0:39:45	ちょっと
0:39:47	ちょっとわかりづらいところとか、ちょっと正確じゃないところ直していただければと思います。
0:39:55	はい、わかりました、確認していただきます。
0:40:02	規制庁小澤です。続いて12-1ですけども、
0:40:06	まず許可からの抜粋で運転員の誤操作を防止するためっていうところで、
0:40:13	何々を個々設計の設ける設計とし、ここまではハードの話をされていて、誤操作防止するための手順それらを使っての手順書を定めるって話だと思うんですけども、
0:40:28	保安規定だとか関連条文のところにハードのところしか記載されていませんのでここで重要なのは手順書定めるってことが重要なのではないかと思いますので、きちんと読み取れるようにしてください。以上です。
0:40:45	はい、了解しました。
0:41:03	規制庁どれ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:08	成長の鈴木です。
0:41:10	12-1。
0:41:13	ですとか 12-21 で
0:41:16	許可のほうでは運転員ってなっているのですけども保安規定では捜査員ってなっているのですけども
0:41:25	それが
0:41:26	許可での運転員は保安規定で捜査員っていう記載で統一されているのでしょうか。
0:41:34	はいその通りに置く会議体している運転員はあのポンチ絵では考えて入会お願いします。
0:41:48	規制庁の鈴木です。12-4 ですけども
0:41:57	必要に応じて対応手順を観光現場に明示する措置を講じるって書いてあるのですけれどもこの具体的な内容はどのようになっているのでしょうか。
0:42:17	はい。その程度の圧力後日ちょっと遊びのほうで説明のほうで回答いたします。
0:42:27	規制庁の鈴木です。17-1 と 17-3 のところですけども。
0:42:36	これ
0:42:39	許可のほうでバッチごとって書いてあるのですけども
0:42:43	保安規定のほうにはその旨が書いてないのですけどもこれは問題ないでしょうか。
0:42:50	結局タンクの概況ため提案濃度、OKであることを確認から配布資料下流に流れております。この制度のことを許可ではバッチ処理で読んで組んでおりますので、問題ないと考えております。
0:43:08	承知しました。
0:43:16	規制庁小澤です。
0:43:18	17-4 の注 7 の 4 ですね。
0:43:27	17-4 で、
0:43:30	507 時A棟 173 ページのところですね、許可の記載箇所ですけども、
0:43:37	当加工事業変更許可から本規制に反映すべき内容というところに記載されている。
0:43:44	③廃液処理設備(1)からのっていうところから放出するってところの
0:43:51	内容がですね。
0:43:55	明治がされていないので、保安規定側の記載ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:00	廃液処理設備(1)についてわざわざこう書き分けて記載している人がそこまで記載しないと書き分ける意味がないんじゃないのっていうふうに考えるんですけども、今一度ちょっと見ていただいでですね。
0:44:16	適切な表記に必要なに応じて修正していただければと思います。以上です。
0:44:24	はい、確認して中継いたします。
0:44:29	続いて 17-
0:44:32	7 番です。
0:44:34	当加工事業変更許可区分から本規程反映すべき内容、
0:44:40	のところで記載されています。プラスチック等で密封しているところに関して、
0:44:46	当読み取れないのでどのように規定されているのかというところを御説明お願いします。
0:44:54	それと、
0:44:56	同じく許可からの抜粋で必要に応じて可燃性
0:45:02	年間発生量約 300 本 200 リットルドラム缶相当は焼却処理、不燃性は圧縮減容行いとあるのですけれども、保安規程別表 17。
0:45:17	の内容との関係をですねご説明お願いします。
0:45:22	以上です。
0:45:25	当該につきましては後日の人目のほうで回答いたします。
0:45:37	内海以下規制庁内海です。次ですが、18 の
0:45:44	7、記載ですけれども、ここで行っている。
0:45:49	汚染検査と稼働流動性をするための検査 1 社バースト設置しているところがちょっと 4 右の説明で読めないの、どういふふうによ読めばいいのですかというところを御説明いただければと思います。
0:46:02	同じくこの 18 の
0:46:05	7 の記載のところで、
0:46:07	これは表の抜粋を入れていただければいいのですけど、この表面三つの赤いっていうのを、
0:46:14	しっかりと調べ表面密度の値っていうのほうに規定上定めていますっていうのを表の抜粋を入れて説明をお願いいたします。
0:46:21	18-8 ですが、
0:46:25	これも記載を、
0:46:28	充実させていただければいいと思うのですけども許可上で行っている内部被曝ば恣意的に濃度が高くなった場合の内部被ばく防止措置の内容が本規程上の記載と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:40	課長が必要に応じて防護型で報告を着用させるとしかないので許可でいっているものを一式おつけさせますというところで記載充実させていただければこれ歌舞伎でもいいので、
0:46:51	下準備させていただければと思います。同じく 18-80
0:46:55	一時的にこの放射性物質濃度が高く細のダストサンプルでの測定というところの記載が読めないで、どう読めばいいですかというところで説明をお願いしてお願いいたしますとなければ、記載の追加をお願いいたします。以上です。
0:47:11	5 条の懸案のまとめて個目のほうで説明いたします。
0:47:22	規制庁小澤です。
0:47:25	続いて 18-14 ですけれども、
0:47:29	許可からの抜粋で記載されているところですが、これ万一の異常放出があった場合及び必要に応じてというようなことですので、異常時の測定なので、
0:47:44	これって保安規定の関連条項で抜粋されている 54 条で読むのではないんじゃないのですかという確認です。ちょっと確認していただいですね、適切な条文をAI必要に応じて、
0:48:02	と記載していただければと思います以上です。
0:48:11	やはり確認で
0:48:13	特に今、
0:48:17	規制庁堤です。
0:48:19	同じく 18-14 のところですが、ここの保安規定の第 54 条第 4 項のところでは言っている日報での空間放射線空間放射線の量率の測定ですけど、これ
0:48:35	図を追加していただきたいと思って、実際にこのどこで
0:48:39	測定しているのですかというのがわかるように、
0:48:43	おそらく日本一にするとおもいますがその自動つき追加していただければと思いますので、併せて保安規定上このNDCの話を入れるのであれば、このNDCの敷地等MNFの敷地がわかるような図で、
0:49:00	底面NDC側の測定位置がどこで、MNFの敷地との関係はどうなっているのですかというのがしっかりわかるように図をつけていただければと思います以上です。
0:49:14	はい、どの御要望にモニタリングとったら一応明記いたします。
0:49:19	規制庁の野村です。18-16 ですが、ASTMに基づいて受入仕様を定めるとなるとその結果が保安規定の別表 10 となっているようですが、その関係がよくわからないので説明してください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:40	もう1点、18-19ですが、これですね計算式があつて強化ではその再生ウランのウラン量と期間を乗じて、
0:49:51	当保管料とかで決めるということですが、その結果は別表13-12になっているということですがその関係もよくわからないので、説明してください。
0:50:04	以上です。
0:50:06	はい、データについては、ちょっと薄めのほうで説明を含めた初めのほうで回答いたします。それと高齢者の質問ですけれども事業。
0:50:15	事業部間の空間の緑化の大体のノムラを共同する場合にあつても、その下限未満に
0:50:24	今のところで結構好意呈するあたりをもって用いてあげられる上限とは事業の中で添付6-8ページの表となります。このドドと。
0:50:35	別表10タマノイ等で中間が交互に対応しております。
0:50:45	規制庁の野村です。今おっしゃった後者に関する回答はすいません、紙面でもお願いします。
0:50:54	はい、了解しました。
0:50:58	規制庁内海です。
0:51:00	続いて18-20棟のところでは17-6にもあるのですが、ダストモニタの記載の測定のところでは、これは許可上、連続監視の連続って監視の監視については連続的という記載がありますので、
0:51:18	保安規定上も連続っていう入れていただいて、
0:51:22	記載を合わせていただければと思います以上です。
0:51:27	はい、了解しました連続的というワードを入れます。
0:51:32	規制庁の鈴木です。ちょっと戻るんですけども、17条、すみません、17-8です。
0:51:42	保安規定の関連条項のところの
0:51:47	別表第7-
0:51:49	*の1のところですけども
0:51:54	加工施設の移動を見せてなっているのですが、これも加工施設周辺の井戸水だと思います。
0:52:03	適切に全体見直しして誤記等ない釜田、
0:52:09	チェックいただければと思います。
0:52:15	はい、ご指摘の通りですのでそちらのほうでとともに決定いたします。
0:52:24	規制庁小澤です。20-2に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:29	に関してですけれども、7日間連続運転させるのに必要な量のその具体的な量についてどのように管理しているのかという規定しているのかというところですね、御説明をお願いします。
0:52:47	はい、重要会議する関連要領のほうにも日常点検に具体的な環境で管理する方向で考えております。
0:52:58	規制庁小澤です。その旨そうすると回答んの関連標準などのところに記載していただければと思います。
0:53:11	はい、了解しました。
0:53:16	規制庁内海です。22-3の部分ですけども。
0:53:23	実抜言葉だけの問題ですけども許可のほうの記載と体制の整備というところを書いていまして、
0:53:32	本位とか標準省とかで要員の確保とか要員の配置というところがそういった関連のことを書いてあるんですけども、この体制の整備っていうところのワードを
0:53:43	本規程との評価の平仄を平仄ですが、そこら辺をちょっとあわせていただきたいと思います。
0:53:51	あとちょっと何点か続けますけども、
0:53:53	これ今回の資料というわけではないのですが、
0:53:57	保安規定をちょっと見させていただく等、全般的に管理総括者というものが手法で出てきてそのものが、実際標準書を制定したいとか策定したりとかまわしているんですけども、ちょっとこの管理総括者の定義っていうのは本文の条文上ちょっと読めない。
0:54:16	積み込んだなかったので、具体的に第何条で、この管理総括者の誰が誰に任命されてどういう権限を持っているのですかってのはどこに記載されているのかっていうちょっと書面で御説明お願いいたしますっていうと、
0:54:30	第6条のほうで管理者というのもあるんですけど、これは管理層箇所と管理者の関係っていうのはどうなっているのですかっていうのを、これ書面で説明をお願いいたします。
0:54:40	それから続きますが、本気で89条のところで、
0:54:47	これ管理総括者が定める設計想定書に係る加工施設も迷う標準書を定めているんですけども、標準書を定めた場合は管理倉庫者が定めた標準書っていうのは何か誰かが承認するっていう
0:55:03	プロセスとかっていうのはあるのですかっていうところをちょっと御説明いただければとあわせて全体として標準書の作成と承認のプロセスとかでどういうふうになっているのですかっていうのを御説明書面で御説明いただければと。
0:55:16	思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:18	続きますが、保安規定第 90 条とはと 91 条とかですわそこら辺で、
0:55:29	じゃないすみません 90 条だと事象発生時の保全活動を担当部長が評価管理層箇所がその内容を評価する担当部長の評価したものも評価しますと、必要に応じて標準書を書いてしまったんですけども。
0:55:44	この記載だけはどう、実際事象が起きて、
0:55:50	から異常が起きて使ったら、見ますと、内容を評価しますというのがあるのですか、気になってんのが、もう標準書の記載内容っていうのは、定期的に何かレビューされたりするのですかというところでもし水素もしするのであればどう いう
0:56:06	来会議体なり何なりの構成とか、誰がやるんですか、誰が標準書を定期的に見るんですかとかそこら辺をちょっと御説明いただければと定期的なレビューについてちょっと御説明いただければと思います。
0:56:21	続いて、
0:56:24	図の 29 とか代行Ⅱとかですけども、第 5 図だと。
0:56:30	ピラミッドのところですわ、これは第 11 条の定める標準書ってあるんですけども、11 条のほうを見ると標準書っていう後かそもそもなくて、
0:56:38	これ本当に十条ですかって言うところちょっとご確認いただければと思います。
0:56:44	あとこれはもしかしたらこちらの重い材料元本の問題かもしれませんが、
0:56:49	図の 13 と 14 と 15 につきましてはちょっと解像度が不明確なんで
0:56:55	もう少し明瞭な図面どう差し替えられているんじゃないかと思います。いずれ以上です。
0:57:03	はい。今のご議論以下ではちょっとこういう表現のほうで回答いたします。要望のブロックでもちょっと
0:57:13	なものが出来て、ついておる入れるかどうか確認の上計画立っています。
0:57:22	規制庁の野村です。全体の話ですが、当社事業許可のとですわ保安規定では専門用語が異なることがかなりあるということですね、多少の違いならまだしもですわ全く違うようなこと全くというか、
0:57:41	例えば日本語と英語だったりとかですわ、いうことがかなりありますので、それに対してですわ 何かしらの対応お願いします。以上です。
0:57:57	はい、了解しました。
0:58:00	規制庁の鈴木です。ちょっと戻って申し訳ないですけども 5-15 ですけども。
0:58:12	添付 2 の表に
0:58:15	では

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:17	この表の 2 を見ていって保安検査で見ますと警備員括弧放射線管理班となっているのですけども表 1 のほうは
0:58:27	単に警備員となっているのですけどもこれは何か区別しているのでしょうか。
0:58:43	ちょっと確認して回答いたします。
0:58:46	はい。
0:58:47	続きまして
0:58:50	5-16。
0:58:52	ですけども。
0:58:58	添付 2 のほうでは
0:59:00	資機材の配備、1-3 に蓄積資機材の配備の 2 行目で
0:59:06	別表第 20 に示すとかって書いてあるのですけども、
0:59:11	添付 1 のほうの
0:59:14	(3)の資機材の配備のほうも別表第 20 に示すとかっていう、
0:59:22	引用があったほうが参照があったほうがわかりやすいと思うのですけども、どうでしょうか。
0:59:38	すみません、ちょっと確認させて申し訳ないのですけど合意がお願いできませんでしょうか。
0:59:45	規制庁の鈴木です。5-16 ですけども。
0:59:50	資機材の配備内部火災の資機材の
0:59:54	配備ところですけども、ここは
0:59:58	どんな資機材を配備するのかわからないので、別表第 20 に示すっていうような文言を入れたらどうでしょうか。
1:00:11	はい、文言のほう結果いたします。
1:00:16	はい、規制庁の鈴木です最後に
1:00:20	ちょっとまた全体の話ですけども、
1:00:25	文字の色ですとか車体ですとか、
1:00:29	その辺が誤りがちょっと散見されますので全体をまた再確認して
1:00:37	適切に
1:00:38	していただけないでしょうか。
1:00:43	はい、わかりました与え確認の上のさせていただきます。
1:00:51	規制庁内海です。では今からは 3 資料 2 のほう施工 2 のほうの
1:00:59	資料につきましてコメントをとかを申し上げようと思います。まず私から全体的なところに点。
1:01:08	ですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:10	全体的なこの石膏のほうの資料は資料の書き方として石膏認可、保安反映すべき事項というものを左のとこの枠の記載でですね。
1:01:24	保安規定とかの方の御条文で
1:01:28	反映してない部分でこのNo.のところでは反映してないっていうところがちょこちょこ見られて、
1:01:37	要は何をして欲しいのかというと、具体的に抜き出したこの記載のどこを保安規定も部分にやっているのですかっていうのをもう少し明示的明確にして欲しくて、
1:01:51	保安規定とか下部規定のほう稼いでいますので、施工の方もいただいて、
1:02:00	このバック枠では
1:02:03	対象としていないところがちゃんとわかるようにちょっと分けていただければと思いますっていうのが1点です。
1:02:09	続けてもう2点目を話しますが、
1:02:14	これ先ほどの資料と同じですけども、制限値とか許可における制限値とかは本件公表とかに落とし込んであるんですね、記載上この表題何とかに記載しているとかいうところがいろいろ散見されるんですか。
1:02:31	これは実際操作と制限値とかあと表に記載しているだけだと資料上では官報とか見ればわかるんですけども、
1:02:40	新旧とか見ればわかるんですけども、この資料として出荷横横資料読んだだけでしっかりと反映されているってことが理解できればいいと思っていますので、抜粋ですね表のその当該部分の抜粋っていうのは、しっかりこの
1:02:54	右の保安規定の関連条文とか、関連下部規定と下部標準等のところに今記載していただければと資料のベースが若干多くなってしまうかもしれませんがはそもそもがしっかりわかりますので、そういうふうに資料の構成を見直していただければと思います。以上です。
1:03:15	了解しました確認して班員いたします。
1:03:21	規制庁小澤ですが、
1:03:24	1-3。
1:03:27	あとですね2-7
1:03:30	あと4-11に関連するものですけども、
1:03:35	途絶工認の記載で抜粋していただいている建物の閉じ込め機能維持に必要な設備、関連条項のところですね、保安規定の関連情報に記載していただいている建物の閉じ込め機能維持に必要な設備機器を除く設備への給電停止を行うというのが、
1:03:56	設工認の抜粋のところがまず読み取れません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:59	これっておそらく許可記載の許可では記載の同一火災区画内の設備機器を提出するであったり、その影響のある排気系統を停止してもそれ以外の排気系統により建物の
1:04:15	負圧を維持するっていうところを踏まえての記載かなと思うのですが、それらを踏まえても保安規定でこのような記載になっていることで問題がないということについて御説明をお願いします。
1:04:27	以上です。
1:04:32	はい、確認させて頂いて後日書面にて説明いたします。
1:04:40	規制庁の野村です。1-3、水平展開で6-21、7-17ですが、
1:04:48	火災が起きたときは給電停止電気を止めるということですけど、保安規定の条項には主語がなくて、誰が給電停止を行うのかということを確認にしてください。以上です。
1:05:07	はい、明確にいただきます。
1:05:12	規制庁内海です。2点続けて
1:05:16	申し上げますが、まず1点目が、2-3と4-3号の2、他にもあるのですが、
1:05:23	これらのところで言っているこの労働安全衛生法等をっていうワードがあるのですが、これ保安規定も下部関連もこの労働安全衛生法等でまとめられてしまっていますので、これはどちらでもいいのですが、保安規定また下部規定のほうでどちらかで等の部分とっていただいて具体的にどういうものに従って、
1:05:43	っていうのはちょっとこれ明確にさせていただければと思いますというのが1点です。
1:05:49	続けて同じ2-3ですが、
1:05:53	これ施行日の記載は、労働安全衛生法等及び各種要領に従って、一方で保安規定の条文だと労働安全衛生法等及び、次の事故を考慮した形で事故がこう書いてあるのですが、
1:06:09	ここで許可で言うその要領に従っているっていう部分が
1:06:16	いまいち不明確ですので、これは用量の
1:06:19	各条文ごと有料って別表とかに書いてあると思うのですが、しっかりとその別表に書いてある要領に従っていますよっていうのは保安規定で通せ工認通りの
1:06:30	こうやっていますよってことがわかるようにもちょっと記載のほう工夫していただければと思います。とりあえず以上です。
1:06:39	細粒化量有田確認して前半いたします。
1:06:45	規制庁の鈴木です。私のほうから3点あります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:49	2-4 ですけども。
1:06:54	保安品質保証計画書について整理
1:06:58	という言葉を使っています他のものについては策定としていますがですけども使い分けてないのでしたら、統一していただければ統一していただけたほうがいいのかと思いますけどどうでしょうか。
1:07:13	はい、確認の上フレキものであったとさせていただきます。
1:07:20	規制庁の鈴木です。2-6 ですけども、
1:07:28	降下火砕物という言葉と換算括弧後背ってというのが混在しているのですけれども、こちら何か使い分けているのでしょうか。
1:07:40	使い分けてないんだらば統一していただければと。
1:07:44	思いますのと、
1:07:46	あと、火災硬化部と降雨の組み合わせについて記載されていないのですけれどもそれはよかったですか。
1:07:58	確認の上の検討いたします。
1:08:05	規制庁の鈴木です。続きまして 2-8 ですけども。
1:08:12	許可のほうでもちょっとお伝えしたんですけども、保安規定ですか事業許可の申請書の間の
1:08:19	放射線業務従事者ですか操作員ですか作業員運転員等いろいろな
1:08:25	言葉を使っているのですけども、この使い分けているのであれば
1:08:31	それがわかるような記載にさせていただければと思いますけどどうでしょうか。
1:08:46	はい。確認して整理いたします。
1:08:53	規制庁増です。
1:08:56	続いて 2-8 で設工認からの抜粋のところ添付-1 の 290 から抜粋していただいているところはですね、保安規定の関連条項だとか、株。
1:09:11	標準等で読み取れませんので、どのように規定しているのかっていうところの説明をお願いします。
1:09:18	以上です。
1:09:21	はい、了解しました。説明確認して説明します。
1:09:28	規制庁内海です。
1:09:30	2-9 棟。
1:09:33	6-41 ですけども。
1:09:35	これは確認なんで、書面等で回答いただければいいのですけど、この設計、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:41	施行日の記載で台車の操作については保安規定ってあるのですが、これ操作って言っているのは、これは操作エリアを決めますって言っているってこと でよろしかったですねっていう確認ですとちょっとほかの記載は、
1:09:57	操作場所とかあるけどここだけ操作のましょそれだけ確認していただければと 思います書面で大丈夫です。
1:10:04	あともう1個が、
1:10:06	とことんBまして4-2ですが、
1:10:09	ここで主義的2種管理するところの記載があるのですが、この一次的って いうところ具体的な期間のところの
1:10:20	話で、何か定めは制限があるのかなってところが若干今の資料の高校の 記載上わからないのですけども。
1:10:28	資料見ていると、5-7とか6-2で下部文書のぽいS9S07の6ポツ、6.1.仕 上がるSPDSC0101というところの記載で、その恣意的に係る制限とかの 話がありますので、
1:10:46	これらのこちらの4-2にもしっかりと記載していただくか、これは最初に私、 資料2に変わるところで申し上げましたがこの枠でいつ何を施工認のSを担 保しているのですかっていうところで、これもしあのここで一次的な話はここ の枠では担保していないのですよって話だったらさっきの
1:11:05	先ほど申し上げた通り、どこを担保独歩事細かに記載しているのかって明確 にさせていただいて、この一次的っていうところが、この4-2では関係ないの ですよと明確に資料で説明していただければと思います。
1:11:20	ちょっとあと2点続きますが、
1:11:25	4-4ですね、4-4のところの記載で、
1:11:29	これ今回、
1:11:31	こちらからちょっと要求している。
1:11:34	管理区域の定め方というか、どういうところを管理区域しますかっていうところ の記載で青字で書いていただいているのですけども。
1:11:44	ここどうい記載するかってというのは事業者の判断だと思いますが、SaaS水 全部こういうふう破裂する記載で取るのであれば、局.6の最後のページ、 まえがきんとか、2、
1:11:58	この三つを利用したこの三つを含めて、
1:12:03	各管理技士ますって記載がありますがあると思いますが、そのその記載 の言い回しとこの言い回しが若干違うので、統一していただきたいなど、具 体的な2点ありまして、まず要望ですね、例えば汚染されたものってなってい るのがものナカヤマを持たせるか、あまり

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:24	本質的なところではないのですが、用語の方はしっかりと合わせていただければと思いますっていうのが1点目と2点目で言い回しの問題ですが、
1:12:35	外部放射線に係る1.3mmの話っていうのは、許可の本文のほうだと、超えるかまたは超える恐れがあるって言っているのですが、添付6のほうだとその他もろもろも含めて超える恐れのあるというふうに言い回しをしていて、
1:12:50	今回のその修正保安規定の修正サトウすべてこの
1:12:55	超えるかまたは超える恐れがあるって言っているの。一見さんのほうはそれでいいと思うのですが、残りのやつについては、許可上これ超える恐れのある都市書いてなかったの、そこはちょっと記載を合わせていただいて、修正いただければと思います。
1:13:13	最後、4-7ですが、こうだの。
1:13:17	高性能エアフィルタ等、代替排気ダクトの維持管理というところで、
1:13:22	これは表の抜粋でいいので別表1-2に当該施設が入っていますというところをしっかりと示していただければと思います。系統とりあえず以上です。
1:13:36	はい、了解しました確認の上、積極的に修正を行います。
1:13:45	規制庁小澤です。
1:13:48	オーナー軸の4-7に関連ですけど、もうコアの設工認で抜粋いただいている排気ファンを運転させ乾燥機の運転を再開するだとか、使用開始後の構成のフィルター及び代替排気ダクトは保安規定に基づき維持管理を行う。
1:14:07	行うというところですけども、これ保安規定関連条項にの中で条文抜粋していただいているその記載されている条文が適切ですかって言うところで性
1:14:21	これって
1:14:23	工事をして、実際本当にあの使用前確認が終わって、使用開始するまでの間の仕様について記載されているんじゃないかなっていうふうに呼んでおりました、そうすると、該当するところって、
1:14:41	保全の計画の策定とか保全の実施だとか工事管理だとかそういうところが関連してくるのじゃないかなと思うのですけれども、今一度です設工認の記載のされているそのこの抜き取っているところだけじゃなくてですね、その全部を含めて確認していただいた上で、
1:14:58	適切な条文を選定していただければと思います。以上です。
1:15:06	はい、その当該箇所の結構人履歴の設定連合会を確認の上
1:15:13	適正化いたします。
1:15:20	規制庁内海です。続いて4-14ののですか。ここで言って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:27	施工認のほうで溢水後 10 分っていう時間的な制約があるのですが、その間 10 分というのが、本当に反映されているのですかってのが現状その資料から、
1:15:38	読み取れませんかとませんので、
1:15:40	どこに記載があるとかっていう説明いただければと思います。もし十分でなければ、適切にこれを反映していただければと思います。以上です。
1:15:52	はいと確認確認池
1:15:56	組み立っています。
1:16:01	規制庁小澤です。
1:16:05	今 4 の需要が望めからの関連ですけれども、来別表 1 の中にですね、その設工認で約束する事項を記載されているということであればですね、設工認で約束した事項を
1:16:24	そうですね。別表 1 の内容がわかるような資料にさせていただければと思います。以上です。
1:16:34	有価浜北
1:16:42	はい。規制庁有田です。
1:16:44	4-15 番の関係で、
1:16:47	放射性
1:16:59	これですね方案
1:17:02	許可のほうには何か有意な核燃料物質が混入しないことを管理するって書いているのですがこれ
1:17:12	法案規定のほうを見ると、なんか混入納税や具体的な方策を標準書を遵守させることが書いていまして、
1:17:23	さらに今日もらっている下部資料を見ると聞くのが表 1 というところにも引用されている形になっております。これおそらくその放射性廃棄物管理標準の別紙 3 の表の 1 気圧に混入防止策の具体的なものが書いていますので、
1:17:41	この詳細についても説明資料に追加するようにお願いします。
1:17:49	はい、放射線半期廃棄物管理標準の別紙 3 のほうをつけて説明いたします。
1:18:11	規制庁の野村です。4-16 ですが、
1:18:16	設工認では運転員が送液機のポンプを停止するとあるのですが、保安規定では就航がなくて速やかに送液頭定数というのでと書いてあるのでちゃんと手法をつけてくださいということです。
1:18:32	続けて 4-17 ですが、当設工認ではすべての申請対象物についてアクセスルートと書いてあるのですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:41	保安規定では二つ以上のアクセスルートと書いてあってこれがすべての申請対象を網羅する。
1:18:48	でしょうけど、保安規定でそれが明確でないので、明確にしてください。以上です。
1:18:56	了解しました確認日で発生農地名または出席いたします。
1:19:08	規制庁小澤です。
1:19:11	5-5に関連するところですけども、設工認の抜粋部分で具体的に各処置を事前に実施するっていうふうに記載されてそこまでの抜粋になっています。
1:19:24	具体的な所長記載していただかないとですね、保安規定であったりとかワーカ一株標準等の記載と対比できないので、退避できるような形で記載a資料の作成をお願いします。
1:19:40	以上です。
1:19:44	はい、平野農て
1:19:47	一方、わかるような形にいたします。
1:19:53	規制庁小澤です続いて5-10
1:19:59	です。
1:20:03	ですね。
1:20:05	これはこの10のところの
1:20:08	保安規定の関連条項等関連株標準等の記載をよく風味見比べてくださいってことでするので、これは
1:20:22	おそらく株標準のほうが、なるべく修正をしないでいいように修正しているので。
1:20:31	しようとされているので、多分保安規定の記載と内容が異なっちゃっていますよってコメントです。これ
1:20:41	株標準のほうは頭のところでですね、降下火砕物の除去作業以下積雪を含むだからもう全部積雪の処理も含むような形になっています記載になっています。
1:20:54	一方ですね保安規定のほうだと、そういう記載がなくて、つらつらと書かれているので、結果として積雪については、(4)の標準の所の整備の④のところの組み合わせのところにかかってくるってような
1:21:11	記載2今なってしまうので、ちょっと見ていただいてですね、適切に修正してください。以上です。
1:21:23	はい、株潮流上りも5件の今いろいろが聞いとるきちんとわかるように適切に修正いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:35	規制庁の野村です。5-11 番ですが、設工認ではですね、休日夜間にウラン粉末だと思うのですが、サンプル保管庫に収納するとあります。
1:21:48	しかしながら保安規定ではですね竜巻襲来時に竜巻襲来時の休日及び夜間にサンプルを保管庫に収納するとしか読めない状態なので、そうであればいいのかもしれないけど竜巻は来ない状態でもおそらく
1:22:04	作業員が不在の場合はサンプルを保管庫にしまうんでしょうからその辺をちゃんと書いてください。以上です。
1:22:14	追加です。いつも以降ですね下部標準ではそれで自然災害発生時とあるんで、自然災害発生時竜巻再編以外でも対応するのでしょうか。
1:22:27	平常時もう対応するなら、その旨もちゃんと書いてくださいということです。
1:22:34	以上です。
1:22:37	はい、記載の報告に
1:22:41	それから、
1:22:46	すみません等、規制庁内海です。
1:22:50	5 の次の 13 ですが、ここで施工認のほうで各タンクの上限值として燃料棒ごろと何リッターっていうことを決めているのですが、
1:23:02	これ標準書の表の 1 の抜粋をしていただければいいと思うのですが、これを 600 リッターと受潤滑油 50 リッターが適切に反映されていますねっていうのがわかるように記載のほうを修正資料の記載のほうを修正していただければと思います。
1:23:20	でも 1 個続けまして、もう 14 ですが、これも似たようなところで DG の
1:23:29	運転に必要なのか運転に必要な重油の量とかが適切にこれ、下部規定とか、
1:23:36	のほうに反映されているかっていうのを具体的な数値がちゃんと書いているってことを示していただければと。
1:23:42	そういう等で示していただければと思います。以上です。
1:23:49	カ年かの確認で
1:23:53	また説明いたします。
1:24:04	規制庁小澤です。とい続けて幾つか三つ確認事項をお伝えさせていただきます。まず 5-19 ですが、ええと設工認からの抜粋のところウランの減速度のところを抜粋されているところが、
1:24:24	本規程だとか関連標準で読み取れませんので、どのような
1:24:30	管理になっているのかというところの御説明をお願いします。
1:24:34	続けて 5-20 ですが、
1:24:40	複数の
1:24:43	質量制限の質量の核的制限値。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:48	複数の運転員によりですね。
1:24:52	違いますすみません、この 20 なのです。
1:24:56	複数のでによりウランの装荷量が核的制限値以下であることを確認するって というような記載があるところに対してですね。
1:25:08	保安規定の関連条項で抜きとられているところのなお書き以下のですね、記 載も対象になっているのですよねってところの確認です。各対象ここを対 象にならないよということであれば、許可だとか設工認の記載との設営剛性 について、問題ないですよというところを御説明ください。
1:25:30	それともう 1 点、5-21 ですけれども、所確認ですけれども、これサンエー等、 保安規定の関連条項がつつらと続いていて、35、第 124 条そして別表第 16 の
1:25:46	関連ですけれども、これ 35 で管理の内容が書かれていて、ここの中で記録を取 ったものというものが 124 条の記録になっていて、
1:26:01	それが別表 16 で定められているというような関連があるんだよってという理解 でよろしいんでしょうかということもこれも書面で回答いただければ結構で す。以上です。
1:26:19	はい、了解しましたMaノムラが該当いたします。
1:26:24	規制庁の鈴木です。5-24 ですけれども、これ資料 1 棟同じでして、
1:26:33	必要に応じて対応手順の現場に明示する措置を講じるってところがわから ないのでまた説明をお願いします。
1:26:45	はい、了解しました。
1:26:50	規制庁小澤です。
1:27:08	規制庁の野村です。ちょっと小澤の件はほかと同じなのでちょっと含めパスし ます。私からは 6-7 と水平展開で 7-7-7 ですが、
1:27:19	えーと設工認ですね。廃材を保管廃棄物廃棄または有効利用するという書 き方をしているのですが保安規定では、
1:27:35	搬出する土砂書いていないので、言わずもがなな部分はあるのですがきちん と廃棄または有効利用、或いはほかのことも記述してください。以上です。
1:27:48	了解しました。
1:27:59	規制庁小澤です。続いて 6-11 ですけれども、
1:28:05	これもあれですね保安規定の関連条項としてこう抜粋されているその条項が 適切ではないんじゃないのですかっていうところをですね。
1:28:17	これについても、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:20	実際その使用前確認が終わってという運転を開始するっていうようなところの前の段階のものをいう説明しているところじゃないかなっていうふうに理解しております、そうするとその関連条項が
1:28:36	記載しているところ、
1:28:40	プラスアルファでいいのかもしれない、これプラスでいいのかもしれないですけども、60条の7の保全の計画60条の初8の保全の実施62条の時管理などが関連してくるんじゃないかなというところに考えますので確認していただいて、
1:28:58	必要に応じてへのゾーン修正をお願いします。以上です。
1:29:05	はい。前の部分にあった。またともどうぞというふうに確認して
1:29:11	時と。
1:29:13	それでまた適正化いたします。
1:29:17	お含み適正化いたします。
1:29:22	規制庁内海です。
1:29:25	登録の14ですけども。
1:29:28	° 施行2のほうの記載で、
1:29:31	真ん中辺りで、
1:29:34	離隔管理に係る離隔管理線を超えないように台車を運用することを保安規定に定めるなって、
1:29:42	線を超えないことっていうのが具体的に保安規定っていうところでどういうふうに読めばいいのかっていうのを説明をちょっとお願いしますまああの図で、
1:29:52	図通り大丈夫とかもそこら辺の説明をですね。
1:29:56	こういう記載の構成は超えないようにしていますっていうふうに記載をどういふふうになっているかってところちょっと書面で説明いただければと思います以上です。
1:30:06	よくありますが本店または下部規定のどの部分かについての説明の場で回答いたします。
1:30:19	規制庁小澤です。
1:30:21	続いて6-16ですけども、真っ当具体的なアクセスルートについて読み取れないので、どのように規定してその管理しているのかというところに関してですね、ご説明をお願いします。
1:30:36	それともう一つ続けますけれども、6-22です。
1:30:43	これ設工認からの抜粋のところ、
1:30:48	使用施設の共用については本規程に規定するっていうところまでしか抜粋されてないのですけども、前後の記載ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:57	使用施設例発生する放射性固体廃棄物が加工施設同様の管理基準に基づいて収納されていることというような言葉を飲んでも記載されておってですね、それらについてどのように、
1:31:13	確認するのかというところが現状のその保安規定の規定上だと読めないの、どのように考えられているのかというところですね、ご説明お願いします。以上です。
1:31:28	はい、確認の上去年で回答いたします。
1:31:39	規制庁の鈴木です。6-28 ですけども、許可のほうの
1:31:46	マガジンか大分
1:31:48	たの。
1:31:50	操作記録により管理するっていうことが
1:31:55	保安規定関連情報の方の
1:31:57	説明ではちょっと読み取れませんので、別表第 2、
1:32:03	脚注の 3 をつけるっていうことではちょっとわかりませんのでまた説明をお願いします。
1:32:14	はい、制度と我々といたします。
1:32:22	規制庁小澤です 6-28 についてですけども、
1:32:27	これは内の設工認の抜粋のところでは圧縮空気切り換え操作弁操作は本規程の捜査記録により管理するっていうところが
1:32:40	読み取れないので、どのように規定しているのか、管理されているのかというところの御説明をお願いします。以上です。
1:32:54	特にレベルといたします。
1:32:58	規制庁の野村です。66-34 番ですが、設工認ではですね、警報を発生、乾燥機の運転停止動作を流すとあるのですが、
1:33:10	えーとですね、保安規定関連情報では応急措置と書いてあって株標準では括弧設備の運転停止を含むとあるありますので、ここで運転手含むとするとこれをするであろう担当課長は、
1:33:26	内一緒におナカヤマでしょうから。
1:33:30	明確に想定するということを書いて欲しいのと、
1:33:35	あと、警報を発生するのもうこの担当課長であれば、それも明記してください。以上です。
1:33:44	はい、確認の上対応がわかるような機会にいたします。
1:33:58	規制庁内海です。ちょっと何点か続けて家申し上げますか。
1:34:04	6-40 ですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:08	6-40だと施工日本の記載でウエート具体的な体制について本当に記載するでも保安規定のほうも具体的な体制っていうのは手でさらに下部規定のほうも具体的に体制を
1:34:24	標準賞を整備しますとあるのですが、結局これ、ここの記載だけ見ると、謄本といわゆるその具体的な体制っていうのがどういうふうになってんのかっていうのがちょっとよくわかんないので、これ下部規定で書いているものをさらにさらに下にこれなんかは、
1:34:41	文章があってそこで決めるって決めているのであれば、そこまでちょっと抜き出しただいて、具体的にどうやって決めてというふうなものを決めているのかっていうのがわかるようなちょっと資料の構成に
1:34:52	していただけたらなと思います。
1:34:55	続いて6-44棟。
1:34:59	6-45ですけども、所石膏抜き出しが
1:35:04	ちょっと足りないなと思っていないとかちょっとわかりづらいなと思ってまして、具体的にはこれ45のほうは、すいません44のほうは、
1:35:13	これ
1:35:16	表に示すソフト対策をすることによりいたんですかこれ具体的にどういうものを施工にから抜き出す予定だったのかっていうのが評価わかんないので、そこら辺がわかるような記載にちょっと修正いただければと思います。45のほうは、これは
1:35:33	基準。
1:35:35	排水排出基準値以下の配線について後期定めるとあるのですけども。
1:35:41	これ何を定めるのかとか、文章がちょっと読めないんで、そこら辺を含めて記載していただいた上で、この説明資料として完成させていただければと思います。
1:35:53	続きまして、7-8と、これ5のもあるのですが、DGの停止装置のところの記載で、
1:36:04	当町ですね。
1:36:06	7-8のところの
1:36:09	停止措置の話がちょっと保安規定等
1:36:12	横の3年か分岐点ところからちょっと読めないなと思ってまして、これ具体的にどう読めばこうDGの停止措置っていうの条文を読めるのかっていうのをちょっと御説明いただければと思いますっていうの
1:36:26	これは第7次せ公認のこの1634ページをちょっと見ますと、これとほぼ同じことが書いているのですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:34	この今保安規定で映しているこの第 67 条の(1)から(3)の措置の後にDGの負荷側のケーブルを切り離すとかっていうそっちが一応施行 2 のほうに書いてたんですけども、それってなんでこれ保安規定定常
1:36:50	そこら辺と関係ないことになっているのかっていうのがちょっとよくわかんないので、そこら辺ちょっとまとめて書面で説明いただければと思います。
1:36:58	続けていまして、7-13 のところ、
1:37:04	ですね設計想定事象のところの話で、
1:37:08	これ接工認のほうの抜き出したと。
1:37:11	全般的なところの
1:37:15	竜巻以外の話構成員積雪数えの営業とか書いているのですけれども、これは方案欲しい資料上のいらっしゃるのか、竜巻のみでして、
1:37:26	渡島にありましたいわゆるその自然災害等の中に含まれる火山の影響とかっていうのが何で記載されてないのかというかわかんないので説明をお願いします。生徒抜けているんだったらば追記をお願いします。
1:37:39	レゴの時、すいません 75 ですね、7-15 のほうで、
1:37:45	この核燃料物質等の移動につきまして、施工認等、各部門長のところっていうところで承認を得るっていうところで書いているのですけども。
1:37:57	今の資料上の保安規定とか下部規定の説明だとちょっと部門長がどう
1:38:06	関わってんのかわからないので、そこら辺部門長につの承認で波動これで規定されているのかっていうのを説明をお願いします。
1:38:15	最後ですけど、7-18 のところで、これは単純に説明資料で説明していただければいいのですけども用意するサーベイメーターにつきまして、施工にあたるパート/線用という形で分けていますけど、保安規定上の
1:38:32	管理だとそこら辺のある場合はアルファ世の中 β 夜中とかわかんないので、これ本当にちゃんと
1:38:38	一般的に α は α 線計るもの扉さんからも違うますので、そういうしっかりと適切なサーベイは用意されていますねっていうところはちょっと御説明いただければと思います資料上で御説明いただければと思います。以上です。
1:38:59	はい。資料で説明いたします。
1:39:06	規制庁の野村ですね、7-20 ですが、警報セット値というのを 0.3 と 0.3 ベクレルパースクエアセンチとあるのですがこれが保安規定にどこに書いているかわからない。
1:39:22	ということです。あと 7-22 と 23 ですが、設工認だとですね、警報設定して、
1:39:31	あと設定値を設定するというふうに書いてあるのですが、それがちょっと保安規定で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:38	ちょっと読めないかなというところですよ。以上です。
1:39:47	はい、確認して回答いたします。
1:39:54	すいません規制庁内海ですと続きましては確か2点申し上げますが、
1:39:59	何20。
1:40:01	6のところ、これ抜粋していただければいいのですが貯蔵量の示す表1鉄でも表1は抜粋して、
1:40:11	土地再説明資料のほうでは抜粋して説明いただければと。
1:40:15	思います。
1:40:17	あとこれ、もう1個先ほど許可のほうで申し上げましたけども、これまでの33のところ、もう2歩のところの話ですね、測定する場所ってというのがしっかりと地図でわかるように通知していただきたいと思うとNTCの話を入れていまずのでNDCと三菱側のMNF側の
1:40:35	敷地の関係性等をそれぞれのもう一方、測定値がわかるような図を入れてくださいというところですよ。以上です。
1:40:44	はい。今日の場合フィーダー決まってまた理科リングことについてはどうつけます。
1:40:50	規制庁の野村です。7-43ですが、先ほどの話と同じようなものですが、この台車をですね、
1:41:03	夜間休日、
1:41:05	一部はボルトで固定するとあるのですが、
1:41:08	保安規定では竜巻地域としか読めないの竜巻以外のときでも同様にそうすると思っていますので、
1:41:17	対応してください。
1:41:20	ということです。次にですね7-444546ですがこれですね。
1:41:26	具体的な作業内容は書いてあるのですが、例えばUF大府など分ますとか何か書いてあるのですがこれらの作業が保安規定でどこオフどこ見ればいいのかよくわからないので、対応お願いします。
1:41:44	最後の7-40A級ですが、これですね保安規定関連条項のところの最後にですね通常時とあるのですが、通常時で表現が非常に曖昧かなと思っています、
1:41:59	例えば老齢行ったら運転状態のローマ数字1とか3とかあると思うのですが、そのような所なんつか定義があれば、それを使ってくださいということです以上です。
1:42:15	はい、了解しました確認の全体の見直しをします。
1:42:20	お金が。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:24	規制庁内海です。
1:42:26	とりあえず以上が、こちらからの確認事項です。
1:42:34	或いは事業者からありますでしょうか。
1:43:37	特にコメント等ございません。
1:43:41	規制庁わかりました
1:43:47	規制庁小澤です。1点確認ですけれども、
1:43:54	設工認資料の57ページ。
1:44:04	よろしいですか。
1:44:17	うん。
1:44:18	ページ確認できていますか。
1:44:23	はい、6-11カガそうですねされているの。はい、その6-13の
1:44:31	3055ページのところですけれども、
1:44:35	スクラバポンプA1段目、またはbのいずれかは常時運転。
1:44:42	いうところを抜粋されていて、
1:44:45	1番目にabとポンプがついていて、2段目にもABとポンプがついていて、
1:44:51	1段目のが運転またはって書いてあるからbのいずれかって言うとBはB運転 の場合は1番目と2段目両方本店
1:45:02	ていうふうな理解をしてございますけれども、
1:45:05	そうしたときに、保安規定の関連情報の記載等若干こう違ってきたりとか、設 工認での
1:45:16	6143の記載ともまた若干ずれてきたりとかってしておりますのでちょっとこれ 本規程というよりも設工認の確認になってしまうかもしれませんが、内容確認 をしてくださいってところです。
1:45:32	お伝えだけしておきます。
1:45:37	はい、了解しました。
1:45:43	規制庁内海数では特に何もなければこれで面談のほう終了したいと思います が、MNF大丈夫でしょうか。
1:45:52	了解しました。
1:45:55	規制庁内海ですではこれで本日の面談を終了したいと思います。ありがとうご ざいました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。